

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

他に職業を有する事業専従者

Q : 私は、個人病院を営む青色申告者です。妻には、病院の受付等に従事してもらっていますが、このほか妻は英会話の講師として、週に1日、日曜日に英会話教室にも勤めています。妻を青色事業専従者としてもよろしいでしょうか。なお、病院は日曜日は休診です。

A : 青色事業専従者とすることができます。

【解説】

青色事業専従者となるには、その事業に従事することができる認められる期間を通じてその2分の1に相当する期間を超える期間その事業に専ら従事する必要があります。

ところで、他に職業を有する親族については、その事業に専ら従事しているといえるのかどうか問題となります。他に職業を有している場合には、その期間は専ら従事する期間に含まれないこととされているのですが、その職業に従事する時間が短いなどの関係でその事業に専ら従事することが妨げられないと認められる場合には、専ら従事しているものとして取り扱われます。

ご質問の場合、奥さんが英会話教室に勤務するのは日曜日のみであり、あなたの事業に従事する平日と重複していませんので、上記の「専ら従事することが妨げられないと認められる場合」に該当するものと思われます。したがって、青色事業専従者とすることができます。



KIMIYO・I